

茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市が発注する予定価格150,000,000円以上の工事及び総合評価方式による一般競争入札に付す工事（以下「対象工事」という。）の請負契約で、最低制限価格を設けない入札の執行において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（総合評価方式を適用する対象工事の場合は第167条の10の2第2項）に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準となる価格の算定方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査基準)

第2条 対象工事に係る請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第167条の10第1項（総合評価方式を適用する対象工事の場合は第167条の10の2第2項）に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。以下同じ。）に次条に定める割合を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(調査基準価格に係る割合の算定等)

第3条 調査基準価格に係る割合は、当該予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を予定価格で除して得た割合（小数点以下第2位未満は切り捨てる。）とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92と、100分の75に満たない場合は100分の75とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、茅ヶ崎市公共工事低入札価格調査委員会が認めたときは100分の75から100分の92までの範囲において別に定めることができる。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、契約内容に適合した適切な施工及び品質の確保が困難であると判断するための数値的基準として設定するものとする。

(失格基準価格の算定)

第5条 失格基準価格は、当該工事に係る設計金額の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

(予定価格調書への調査基準価格及び失格基準価格の記載)

第6条 調査基準価格を定めたときは、当該工事の予定価格調書に当該調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。

(調査基準価格等の周知)

第7条 市長は、競争入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 申込みに係る価格が調査基準価格に満たない場合は、落札者の決定を保留し、失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者について、調査及び審査をした上で落札者を決定し、その内容を落札者に通知すること。

(3) 調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合があること。

(4) 失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、再度の入札に参加できないこと。

附 則

この要領は、平成10年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月23日以後に入札公告を行う工事の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月21日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年6月5日から施行し、平成25年6月6日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月4日以後に行われる公告

及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月4日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月2日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月2日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。